

デジナーレ情報学研究所 規約

第1条（名称）

本団体は、デジナーレ情報学研究所（以下「本研究所」という。）と称し、英語表記を designare Informatics Laboratory とする。また、略称をデジラボと称し、英語表記略称を desiLab. とする。

第2条（事務所）

本研究所は、秋田県湯沢市内に事務所を置く。

第3条（目的）

本研究所は、情報と計算の理論及び実装における基礎及び応用に関する活動をとおして、健全な情報社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条（活動内容）

本研究所は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 人材育成活動
- (2) 実践経験活動
- (3) 研究開発活動
- (4) 社会貢献活動
- (4) その他、本研究所の目的を達成するために必要な活動

第5条（構成員）

本研究所の構成員は次のとおりとし、所員をもって本研究所の社員とする。

- (1) 所員 本研究所の目的に賛同して入会した個人。総会での議決権を有する。
- (2) 賛助所員 本研究所の目的に賛同して入会した個人や団体。
- (3) 研究員 本研究所の活動に参加し研究活動を行う個人。

第6条（所費）

本研究所の所費は総会で決定する。

第7条（入所）

本研究所への入所を希望する場合は、所定の入所届を提出し、その承諾を得るものとする。

第8条（退所）

構成員は、所定の退所届を提出し、任意に退所することができる。また、退所事由に関わらず、既納の所費は返還しないものとする。

第9条（役員）

本研究所に次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 研究所長 1 名
- (3) 理事若干名（代表及び研究所長を含む）

(4) 監事 1 名

- 2 役員は無報酬とする。
- 3 理事及び監事は所員の中から総会において選任する。
- 4 代表は理事の中から互選され、本研究所を統括する。
- 5 研究所長は理事の中から互選され、代表を補佐する。
- 6 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第 10 条 (非営利性)

本研究所は非営利団体であり、余剰金の分配は行わない。

第 11 条 (会計)

本研究所の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。また、本研究所の運営に必要な経費は、所費その他の収入をもってこれにあてる。

第 12 条 (理事会)

理事会は理事によって構成され、本研究所の円滑な運営に必要な事項を審議し決議する。また、理事会の長は代表とし会務を総理する。

第 13 条 (総会)

代表は、次の各号に定める事項を決議するため総会を開催する。

- (1) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) その他、本研究所の運営に関する重要事項

第 14 条 (解散)

本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 所員の欠亡
- (3) 合併

第 15 条 (その他)

本規約に定めのない事項は、理事会の協議をもってこれを定める。

(附則)

この規約は、令和元年 6 月 1 日から施行する。